

# 知的財産権（知財）を評価した融資の促進について ～知財ビジネス評価書を活用した事業性評価～

特許庁総務部普及支援課企画調査官 伏 本 正 典

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| I. 本事業の経緯・背景             | IV. 2015年度知財金融促進事業の概要 |
| II. 地域の金融機関等による独自の取組み    | V. 知財金融支援の今後の方向性      |
| III. 2014年度知財ビジネス評価書作成支援 |                       |

特許庁では「地域を支える中小・ベンチャー企業への知財支援」を2015年度における施策の3本柱の一つと位置付けている。その主要な柱として、中小企業の保有する技術やブランドを、特許権をはじめとした“知的財産権”として評価し、金融機関からの融資につなげることが掲げられる。中小企業が保有する特許技術やブランド等の知的財産権(知財)が正当に評価され、融資等の資金調達につながることは、中小企業自身が知財の経営における効果を肌で感じることができ、知財の裾野拡大に資することを期待している。さらに、中小企業における大きな経営課題である資金不足の解決にも直結するため、知財と金融を結びつける取組みは重要である。

## I 本事業の経緯・背景

特許庁が実施した調査によると、特許を保有する企業は保有していない企業よりも売上高営業利益率、従業員一人当たり営業利益率がともに高いことがわかった(図1)。これは、特許を取得することにより、企業が新たなキャッシュフローを生み出し、その結果として

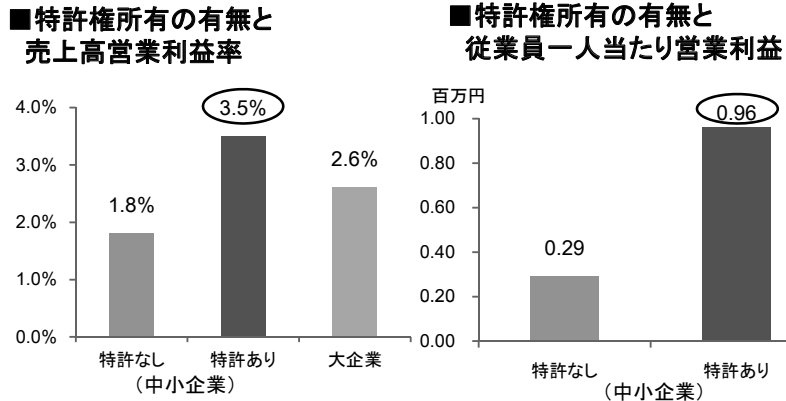
経営にプラスに働いていることを示している。したがって、中小企業の成長要因に密接に関わる特許等の知財を評価することは、企業の事業性や中長期的な成長性を見極めるために有益である。

中小企業の中には、自社が保有する特許等の知財を基に、資金調達を行うことを期待する企業も多い(図2)。しかしながら、現時点では、知財の評価による融資や投資は非常に限定的である。その理由として、企業が持つ技術の内容を理解する必要がある特許等の知財を、金融機関内で適正に評価する人材や知見が不足していることが考えられる。また、外部に評価を依頼するコストを気にする金融機関も多い。

このような状況下で、特許庁は、中小企業が持つ知財を契機とした融資等の資金調達を促進するための事業(「知財金融促進事業」)を今年度から本格的に開始し、様々な取組みを実施している。

6月30日に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」では、企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、「企業の事業性を重視した融資の強化」が新たに講じるべき施策として明記され、政府全体としても、知財等の

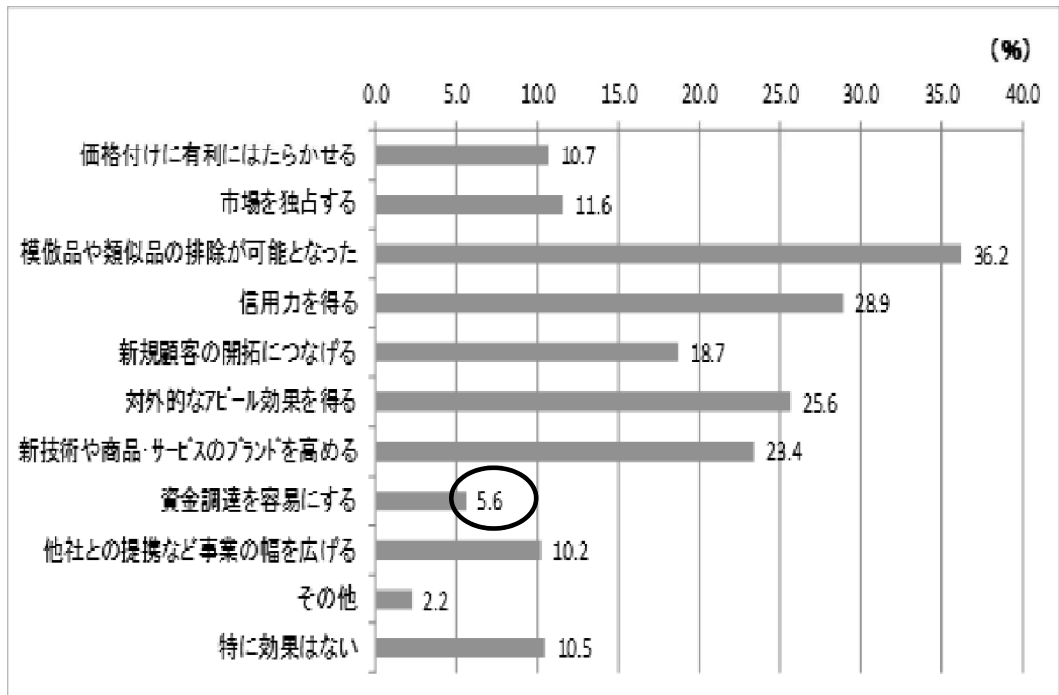
図 1



(出所) 「平成24年度中小企業実態基本調査」(中企庁)、「平成25年度企業活動基本調査速報」(経済産業省)

図 2<sup>1</sup>

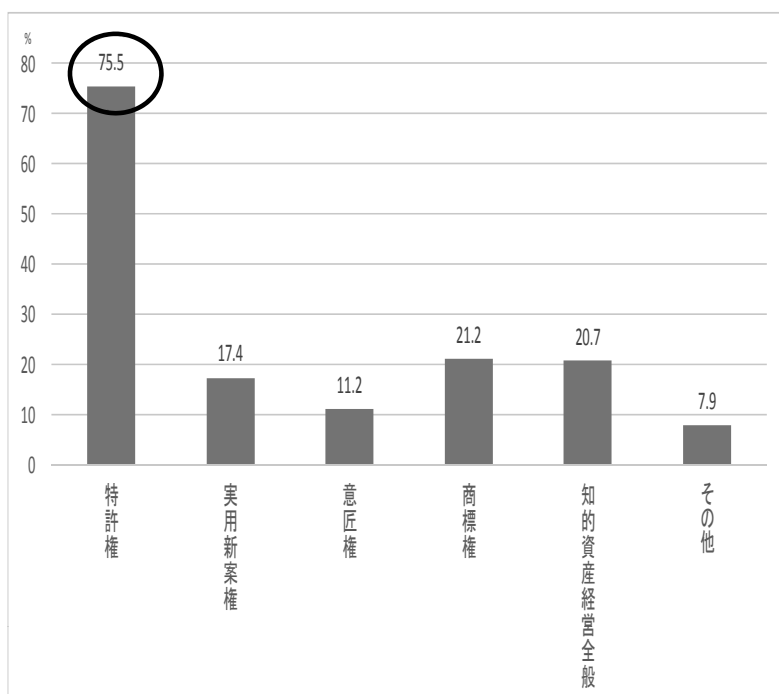
### 知的財産活動の効果



(出所) 2013年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」(特許庁)

(注 1) 知的財産活動がもたらすメリットの一つとして「資金調達を容易にする」と回答する企業が5.6%となっている

図 3



(出所) 2013年度中小企業等知財支援施策検討分析事業  
「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」(特許庁)

評価による事業性を判断した融資の促進を掲げている。特に特許庁に対しては、知財を適正に評価するインフラを整備することが求められている。

また、金融庁においても、昨年9月に公表された「金融モニタリング基本方針」に、「金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借手企業の事業の内容や成長性などを適切に評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくこと」との記述がなされ、企業の事業性を評価することでリスクマネーを出す取組みを金融機関に促している。知財を評価し融資につなげる特許庁の取組みは、これらの金融庁の方針にも則したものとなっている。

なお、知財の評価により資金調達がなされたケースでは、特許がその対象となることが突出して多い(図3)。「ニッチトップ企業」(規模の小さい隙間市場において圧倒的なシェアを誇る企業)が、これらの対象と考えられるが、日本のニッチトップ企業は製造業が大部分を占めている。我が国の中小企業385万社のうち、製造業は約11%程度であるが、知財の裾野を拡大する観点からは、ボリュームゾーンの小売業(約24%)、サービス業(約40%)などでも、商標(自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用する標識・マーク)を取得し、ブランド戦略などの知財活動に取り組む企業に対しても支援を拡大することを期待している。

## II

### 地域の金融機関等による独自の取組み

一部の金融機関や自治体では、技術や知財を評価して融資に結びつける先進的な取組みが行われている。

#### ①豊和銀行

中小企業が保有する知財の評価を、提携先の調査会社である「パテントファイナンスコンサルティング」(PFC)に委託し、金銭的評価をしたうえで、評価額の50%を上限として融資する制度を2011年から開始している。顧客メリットとしては、第三者による技術評価により、自社の対外的信用の裏付けとなることや、顧客の知的財産や技術力を行員が理解することで、融資やビジネスマッチング等の顧客サービスの拡大につながる。また、仮に債権回収の事象が発生する事になった場合、担保としていた知財の売却先をPFCが紹介することも大きな特徴である。知財の適切な金銭的評価や知財マーケットのノウハウに乏しい金融機関を、調査会社がサポートすることで成立する融資制度となっている。これまでに、マグネシウム向けの溶接技術に特許権を設定していた取引先企業及び木造接合金物(ホームコネクター)の技術に特許権を設定していた取引先企業に対し、当該特許権を担保にした融資の実行例がある。

今年6月、千葉興業銀行においても、PFCと業務提携し、個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資手法として、知財評価の活用を検討していくことが発表された。

#### ②千葉銀行

提携する三菱総合研究所に、取引先の中小企業等が保有する特許の評価(経済価値も含む)を委託し、「企業特許レポート」の作成

を行っている。評価にかかる費用は同行が全額負担する。このレポートを審査材料の一つとして融資を行う「ちばぎん知財活用融資」は、原則として無担保で融資する点が豊和銀行の制度と異なっており、独自のマニュアルを作成するなど、融資検討を行う際のツールとしてうまく取り入れている。昨年、この制度の第1号案件として、家庭やオフィスなどから廃棄されたケーブルなどを米粒大に粉碎し、銅だけを抽出する特許技術をもつ企業に対し、無担保で融資を実行した。

今年3月、山口銀行においても、三菱総合研究所が作成する「企業特許レポート」、または、特許庁の「知財ビジネス評価書」を活用して知財評価融資を行う「やまぎん知財評価融資制度」を開始することが発表された。

#### ③ひょうご産業活性化センター

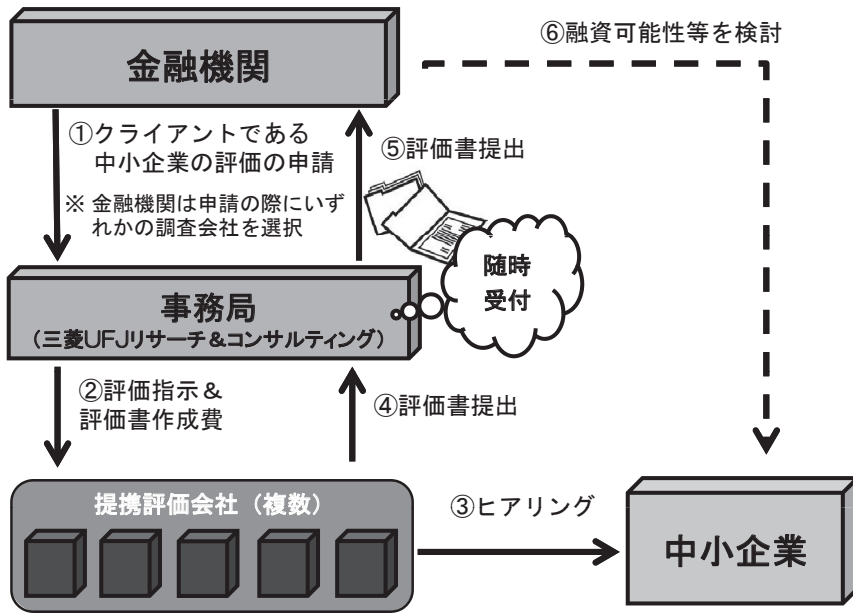
公益財団法人の同センターは兵庫県中小企業診断士協会等と連携し、中小企業の技術力・ノウハウや成長性・経営力を評価した評価書を発行することにより、企業価値のアピールや円滑な資金調達を支援し、融資を促す取組みを行っている。評価にかかる費用(標準評価型10万、オーダーメイド型20万円)の1/3を同センターが負担。この評価には知財の金銭的評価は含まれないが、技術や製品、サービス内容に加え、将来性や経営力を含む総合的な評価を行う。同様の取組みが広島県、福岡県でも実施されており、広がりを見せつつある。

このような地域の取組みは、企業の総合的な評価を実施しているケースが多く、中小企業が第三者による評価により自社の「強み・弱み」を確認することができ、また企業と金融機関の相互理解の一助にもなっている。

これらの先駆的な取組みは、他の金融機関・

図4

## 知財ビジネス評価書作成スキーム



自治体にも広がりを見せており、特許庁が全国レベルで支援を進めることにより、積極的な試みを行っている機関を後押しし、「知財」を「金融」につなげる取組みが加速することを期待している。

### Ⅲ 2014年度知財ビジネス評価書作成支援

特許庁では昨年度、「知財ビジネス評価書」の作成支援を試験的に実施した。

支援の建て付けは、金融機関から、融資を検討している中小企業について評価の要請を受け、特許庁が提携する調査会社等の第三者評価機関が、当該中小企業の「知財を活用したビジネス全体」を評価し“評価書”としてとりまとめ、無料で金融機関に提供するものである。この「知財ビジネス評価書」を活用

し、当該企業に対する融資や格付け等、金融機関内での様々な企業支援の材料としてもらうことを期待した事業である（図4）。

知財ビジネス評価書により、中小企業の特許等の技術の第三者評価が明らかになり、中小企業の知財がどのようにビジネスに貢献し、利益を生み出しているのかがわかり、経営評価を行うことが可能になる。また、顧客企業の事業状況等を理解することができれば、融資だけではなく企業の経営改善や体質強化を図ることも可能である。このように、金融機関と中小企業のコミュニケーションの拡大にも資するものであり、金融庁も推し進める「地域密着型金融」(リレーションシップ・バンキング)にもつながる。

昨年度は全国の金融機関を対象に公募を行い、22行が参加、合計51件の知財ビジネス評価書を作成し、公表されているもので評価書

図5

2014年度に知財ビジネス評価書に取り組んだ金融機関



を活用した融資が2件行われた。参加した金融機関の半数以上を、地方銀行・第二地方銀行が占める（図5）。評価の対象となった企業の従業員数は、「1～5人」が30%、「6～20人」が38%で、小規模企業が約7割を占めている。小規模の企業については実態把握をしにくい面もあり、知財ビジネス評価書を活用することで、金融支援に資する情報を補完する目的があったという事情も考えられる。評価書を提供した金融機関からは、「企業が持つ技術やノウハウ等の非財務情報が記載されており、企業を知るきっかけになる」、「評価が高い企業に金利優遇するという使い方がある」、「事業内容や今後の課題についての記述があり、金融機関にとっても企業にとっても有益な情報であると感じた」など、融資判断の検討材料だけではなく、企業の事業内容

や成長性の把握に有益な情報を得られたとの声が多かった。

また、評価された中小企業からも、「技術を金額で評価されることにより自信が持てる」、「自社の経営課題や新規事業分野の将来性を客観的に分析してもらえた」、「第三者の客観的な評価があれば金融機関等にPRしやすい」といった声が聞かれた。

このように、事業を利用した金融機関や中小企業からは総じて好評を得たが、評価書の記載内容や情報量、金融機関内の融資スキームへの活用方法等についての課題もあり、解決策を模索しながら今年度の事業を行っていききたい。

図 6

提携評価機関が提供する評価書の概況

	評価機関 A	評価機関 B	評価機関 C	評価機関 D	評価機関 E	評価機関 F	評価機関 G	評価機関 H
評価の特徴	知財ビジネスの <b>価値(価格)評価</b>	技術や顧客基盤等のビジネスの強み、弱みを <b>定性評価</b>	知財ビジネスの <b>価値(価格)評価</b>	特許の <b>権利範囲の法的分析判定+価値(価格)評価</b>	知財を含む多様な経営要因からの <b>事業計画の実行可能性の定性評価</b>	パテントマップによる <b>定量評価</b>	① <b>定量評価の簡易版</b> (作成期間が短い) ②パテントマップによる <b>定量評価版</b> ③ <b>価値(価格)評価版</b>	特許公開情報等による <b>定量評価+価値(価格)評価</b>
調査手法	対象企業へのヒアリング					対象企業へのアンケート (必要に応じて電話等でヒアリング)		特許公開情報や独自データベースの分析のみ ( <b>対象企業へのヒアリングやアンケートはしない</b> )
作成期間	ヒアリング後、2週間	ヒアリング後、1ヶ月	ヒアリング後、3週間	ヒアリング後、3~4週間	ヒアリング後、2週間~1ヶ月	アンケート回収後、3~4週間	アンケート回収後、2~4週間	受託後、1週間

## IV 2015年度知財金融促進事業の概要

昨年度の「知財ビジネス評価書」作成支援の試行の結果を受け、今年度から、知財を評価した融資の定着に向けた活動を本格的に開始する。

### ①知財ビジネス評価書作成支援

「知財ビジネス評価書」作成支援を、今年度も採択枠を増やして実施する。昨年度と同様に金融機関の申請によって、提携調査会社が無料で評価書を作成し、金融機関に提供する。提携する調査会社の数を5社から8社に追加し、評価書のバリエーションを増やすことにより、それぞれの金融機関が使いやすい評価書を選ぶことができるようにしている。

評価書には、知財の評価金額を算定する定量的評価を行うものや、知財を活用したビジネスの内容の強み・弱み等の定性的な評価を行うものに加え、特許情報を整理することで競業他者との状況を可視化するパテントマッ

プ型の評価書を加えた(図6)。

本年の5月下旬から応募を開始し、評価書作成予定件数に達し次第締め切る。6月末時点で既に予定件数の半数を超えた応募があり、早期に公募を締め切る見込みだ。6月30日時点で59件の採択を行っている。

### ②知財融資マニュアルの作成

知財ビジネス評価書を提供するだけではなく、評価書が実際に金融機関でどのように活用されたのか検証・分析することが重要である。

評価書を提供した金融機関にヒアリングを行い、融資やその他の様々なフェーズにおける評価書の活用事例を収集分析し、行内の融資スキームに評価書を組み込むためのマニュアルを作成する。このマニュアルで評価書の使い方を示すことにより、金融機関にさらに本施策を活用してもらう狙いだ。

### ③シンポジウムの開催・個別セミナーの実施

「知財ビジネス評価書」を金融機関における評価の一助として使ってもらうため、本事

業の趣旨や、先進的な融資事例等を紹介するシンポジウムを開催する（2回開催予定）。

既に7月6日に大阪で第1回目を開催し、特許庁による事業の紹介の他、評価機関による知財ビジネス評価書の評価の観点及びその内容について、また、知財評価により融資を実施した金融機関による講演等を行った。

他方で、全国の金融機関に個別に伺い、知財制度そのものや評価書についてレクチャーするセミナーも実施する。既に、4行から依頼を受けて、説明に伺っている。

## V 知財金融支援の今後の方向性

本事業は今年度から新規に開始したが、国の支援事業は永久的に続けられるものではない。国の事業においては、5年が一事業のチームになるが、事業が終了した後、金融機関が支援を受けずとも中小企業の知財を適正に評価するインフラを構築していくことが、今後5年間で特許庁に課せられた命題である。

そのために、まずは、金融機関に知財や技術に馴染んでもらうため、知財ビジネス評価書を多くの金融機関に利用してもらい、知財の評価が企業の事業性を評価する上で、如何に有用であるかを啓発していくことが重要である。

さらに、金融機関に必要とされている評価は何か、どのようにその評価を融資に結びつけられるかを検証することで、各金融機関での取組みを定着させる。

他方で、知財の評価を金融機関で内製化させることは困難であることから、外部に安価で評価できるような人材・組織を育成することで、評価インフラの基盤を構築する。

融資実施については、最終的にはリスクテイクを考える必要があるが、信用保証制度等

と組み合わせることにより、金融機関のみでリスクをとる形式を緩和できる建て付けも推奨していくことも重要である。

最後に、現政権が掲げる「地方創生」の観点からも、地域に根ざし地域経済や地域の雇用を担う中小企業を、公的機関だけではなく、金融機関を含む様々なプレイヤーが支援し育成することで、地方を盛り立てていくことが非常に重要である。特許庁では、地域や中小企業支援を重点的な施策と位置付け、特許料の軽減措置など費用面の支援、また、全都道府県に相談窓口を設置するインフラ整備の支援などを行っているが、その中でも、中小企業の普遍的な課題である資金繰りを知財の評価により解消する本取組みは大変画期的なものと考えており、今後さらに注目度を高めていくことが予想される。